

- 潮汐**に伴って起こる海水の周期的な流動のうち水平方向の流れを指す。
- 底質**  
生物を取りまく環境物質（媒質）のうち、個体の場合をいう。  
陸上では岩石や土壤、水界では底泥、岩石底が代表的な底質である。底質は、生物の分布を左右する最も重要な環境要因の一つである。
- 透視度**  
水質調査等で採取した採水試料の透明の程度を示す度合い。測定は、白色円板に黒線で二重十字を刻んだ標識板を底部に入れた下口付きシリンダー（透視度計）を用いて行う。透視度計に試料を入れ、上部から透視し、底部において標識板の二重十字が初めて明らかに識別できるときの水層の高さを測り、10mmを1度として表す。単位は度。
- 透明度**  
湖や海の水の透明さを表す値で、直径30cmの白色円板を水中に沈めて、見えなくなる深さ（m）で表す。
- 特定事業場**  
水質汚濁防止法の規制対象となる事業場で、同法に定める特定施設を設置する工場・事業場をいう。これには、普通の工場のほかに、一定規模以上の病院、旅館などが含まれる。特定事業場からの排水は、公共用水域への排出口水質で排水基準の規制を受ける。
- トリクロロエチレン**  
*trichloroethylene*。金属洗浄剤、生ゴム・硫黄などの溶剤、殺虫剤などに使われる有機塩素系化合物。水質汚濁物質防止の有害物質に指定され、肝臓や腎臓に対して影響がある。また、目、鼻、のどを刺激し、皮膚に繰り返し触れると皮膚炎を起こす。
- 環境基準（大気） 1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下  
環境基準（水質）  $0.03\text{mg}/\ell$ 以下  
環境基準（土壤） 検液 $1\ell$ につき $0.03\text{mg}$ 以下  
排水基準  $0.3\text{mg}/\ell$ 以下  
水道水の水質基準  $0.03\text{mg}/\ell$ 以下
- トリハロメタン**  
*trihalomethanes*。メタン（CH<sub>4</sub>）の四つの水素原子（H）のうちの三つが、塩素などのハロゲン原子に置き換わった化合物の愛称で、発ガン性、催奇形性があるとされている。
- ノルマルヘキサン抽出物質（油分など）**  
ノルマルヘキサンに可溶な油分などのこと。油汚染のもたらす被害には、石油系油分による異臭魚の発生などがある。
- 排水基準**  
汚水などを排出する施設として政令で定められている特定施設を設置する工場・事業場が、公共用水域に排出する場合、その排水が規制の対象となる。基準値は、健康項目については環境基準の10倍の値、生活環境項目については家庭汚水の簡易処理により得られる値と同程度に定められている。排水基準には、国が定めた基準（一律基準）と、都道府県がその地域の実態に応じて条例で定めたより厳しい基準（上乗せ基準）があり、基準違反に対しては处罚が課せられる。
- 富栄養化**  
水の出入りの少ない閉鎖性水域では、工場排水、生活排水、農業用水などにより、水中の栄養塩類である窒素、燐などが増えると藻類、プランクトンなどが増殖し、腐敗過程で更に水中に燐や窒素が放出され、次第に栄養塩類が蓄積される。この現象を富栄養化という。
- 浮遊物質量（SS）**  
水中に浮遊する物質の量をいい、数値が大きいほど水質汚濁が著しい。水の濁りの原因となり、SSが大きくなると魚類に対する影響が現れる。
- 閉鎖性水域**  
地形等により水の出入りが悪い内湾、内海、湖沼等の水域をいう。水の交換性が悪いことから、水質が汚染されやすく、水底に汚濁物質が堆積しやすい。
- 要監視項目**  
人の健康の保護に関する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されているもの。
- 溶出試験**  
海底土砂や産業廃棄物中の有害物質について行う試験。特定の有害物質を含有する産業廃棄物を最終処分するには、あらかじめこの試験を行って処分基準に適合するか否かを試験しなければならない。試験方法はpH5.8～6.3（陸上埋立ての場合）又はpH7.8～8.3（海洋投入の場合）に調整された水で6時間沸騰し、溶出分を分析する方法による。

### **溶存酸素（D O）**

水の自浄作用（有機物を酸化し、安定な形とすること等）や水生生物の生存に必要とされる酸素が水中に溶けている量である。数値が小さいほど水質汚濁が著しい。

### **横出し基準**

特定施設から排出される水（排出水）については国の規制基準が定められているが、都道府県は、特定の施設について、その自然的・社会的条件からの判断に基づき、国の規定する項目以外の汚染（有害物質を除く。）についても規制基準を定めることができる。これを一般に横出し基準という。

### **類型指定（類型あてはめ）**

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県において水質汚濁に関しては水域の利用目的、現状水質等、騒音に関しては都市計画区域等を勘案し、具体的な地域を当てはめ、指定することをいう。

### **流域**

降水に由来する表流水の集まる範囲。集水域ともいう。流域相互の境界を流域界又は分水界といふ。

### **流況**

流れの状況。河川においては、低水流量、渇水流量、比流量、平水位、低水位、流量と平均流速の関係等、海域においては潮流の流向と流速、潮汐残差流の流向と流速等の水域の流れの状況全般を総括して流況という。

### **流達率**

環境水域の汚染状況を調査するときに必要な項目の一つで、汚染発生源から離れたある地点までの汚染の到達した比率をいう。流達率は、発生源での負荷（発生負荷）とある地点に到達した負荷（到達負荷）から、到達負荷／発生負荷で求められる。